

墨田区食品衛生検査施設に関する条例を公布する。

平成24年3月29日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第29号

墨田区食品衛生検査施設に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第8条第1項の規定に基づき、食品衛生検査施設の設備及び職員の配置に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、「食品衛生検査施設」とは、食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「法」という。)第29条第2項の規定により区が設置する検査施設をいう。

(設備に関する基準)

第3条 食品衛生検査施設の設備に関する基準は、次のとおりとする。

食品衛生検査施設には、次の施設を設けること。

- ア 理化学検査室
- イ 微生物検査室
- ウ 動物飼育室
- エ 事務室

食品衛生検査施設には、次の機械及び器具を備えること。

- ア 純水装置
- イ 定温乾燥器
- ウ ディープフリーザー
- エ 電気炉
- オ ガスクロマトグラフ
- カ 分光光度計
- キ 高圧滅菌器
- ク 乾熱滅菌器
- ケ 恒温培養器
- コ 嫌気培養装置
- サ 恒温槽

(職員の配置に関する基準)

第 4 条 食品衛生検査施設における職員の配置に関する基準は、法第 29 条第 2 項の試験に関する事務のために必要な職員を置くこととする。

付 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。